３．予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画

小項目 No.26（予算、収支計画、資金計画）

【中期計画】
（１）予算（人件費の見積もりを含む。）　別表１(略)
運営費交付金を充当して行う業務については、「２．業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

［人件費の見積り］
期間中　49,000 百万円を支出する。
但し、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び技術協力派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

［運営費交付金の算定方法］
ルール方式を採用

［運営費交付金の算定ルール］
①平成 15 年 10 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までは積み上げ方式とする。
②平成 16 年度以降
次の算定式による
運営費交付金額＝［人件費＋｛業務経費（A）＋一般管理費（B)｝×α］×β
＋γ－自己収入（C)
α：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
β：効率化係数。業務の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
γ：特殊要因。政府主導による重点施策の実施等の事由により時限的に発生する経費であって、業務の運営に影響を与えうる規模の経費であり、各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。
（i）人件費
毎事業年度の人件費については、以下の数式により決定する。
人件費＝基本給等＋退職手当
基本給等：役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当等の人件費（退職手当を除く）をいい、次式により算定する。
基本給等＝直前の事業年度の基本給等×σ
σ：人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、昇給原資、給与改定及び外国為替変動等を勘案して、当該事業年度に

おける具体的な係数値を決定。

退職手当：当年度退職予定者及び前年度以前の予定外退職者により想定される、毎事業年度の退職手当額。

（ii）業務経費（人件費を除く）

毎事業年度の業務経費（A）については、以下の数式により決定する。

業務経費（A）＝｛A（ｙ－１）－γ（ｙ－1)｝×ε1

A（ｙ－1)：直前の事業年度における業務経費（A)。

γ（ｙ－1)：直前の事業年度における特殊要因。

ε1：政策係数。法人の業務の進捗状況や新たな政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を勘案した係数として、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な計数値を決定。

（iii）一般管理費（人件費を除く）

毎事業年度の一般管理費（B）については、直前の事業年度における一般管理費（B）と同額とする。

（iv）自己収入

毎事業年度の自己収入（C）については、以下の数式により決定する。

自己収入（C）＝C（ｙ－1）×ε2

ε2：政策係数。自己収入の増加策等を勘案した係数として、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な計数値を決定。

（２）収支計画　別表２(略)

寄附金収入、施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

●固定経費節減のため、国内外の施設・事務所のあり方について見直しを行う。

（３）資金計画　別表３(略)

融資事業における債権の回収を適切に行うよう努める。

【年度計画】

１．予算（人件費の見積を含む。）別表１(略)

２．収支計画　別表２(略)

寄附金収入、施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

「国内機関の総合的なあり方調査」の結果を踏まえて策定された国内機関再編の方針に基づき、効率的、効果的な施設運営のための具体的な計画策定及び準備作業に着手する。

３．資金計画　別表３(略)
融資事業における債権の回収を適切に行うよう努める。

【当年度における取り組み】

１．予算、収支計画、資金計画に関する実績

決算報告書：別表１
損益計算書：別表２
キャッシュフロー計算書：別表３

２．自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行の実績

自己収入のうち、寄附金については、平成１７年度においては全８件（１９４万円）の受入実績があった。同実績には、パキスタン地震支援への充当を特定した寄附金（２件１０７万円）が含まれる。

雑収入については、別表１（決算報告書）のとおり１，０８０百万円の収入があったが、そのうち予算編成時には見積もることのできない過年度経費の戻し入れ等を除くと収入は３３０百万円であり、２１百万円の増収となった。この主な要因は、農業総合試験場における農畜産作物、種苗等の販売収入増加、在外事務所における借上住宅使用料収入増加によるものである。

固定経費は、事務所賃借料、公用車経費、パソコン借料、通信運搬費及び光熱水料を対象とし、その節減を図っている。１７年度は通信料金サービスについて競争入札を実施し、１６年度実績に比べて約３１百万円の通信運搬費の節減を図ったほか、光熱水料についても約２３百万円削減した。固定経費の主なものの経費実績は、財務諸表附属明細書の費用明細内訳として確認される。

予算の効率的執行については、平成１５年度、１６年度に引き続き、長期派遣専門家の新規派遣人数の削減、専門家手当の合理化、研修員滞在経費の削減等に取り組んだ。運営費交付金債務の残高は、５，０２７百万円となっており、その内訳は以下のとおりである。

契約済みで支払いが翌年度になるもの	２，４７９百万円①
前渡金	４２０百万円
人件費不使用額	７６５百万円
（うち退職手当	６２５百万円）
計画済みのもので実施が翌年度になるもの	７０７百万円②
リース債務（旧法人契約の元本返済分）	７５百万円
たな卸し資産、前払い費用、仮払金	１６０百万円
その他不用額	４２０百万円

※端数処理の関係で、合計と一致しない。

このうち、繰越し（①②の合計：コンサルタント契約、機材調達等）は３，１８６百万円で、計画的な事業の実施等により、平成１６年度実績（４，２６２百万円）より１，０７６百万円減少した。

３．国内外の施設・事務所のあり方にかかる見直し実績

（１）国内機関

平成１６年度に実施した「国内機関の総合的あり方調査」の結果に基づき、平成１８年度より首都圏の３国内機関（ＪＩＣＡ東京、ＪＩＣＡ八王子、ＪＩＣＡ広尾）の機能を再編し、ＮＧＯや一般市民の国際協力への参加を支援する市民参加協力事業をＪＩＣＡ広尾に集約するとともに、研修事業をＪＩＣＡ東京に集約し、ＪＩＣＡ八王子を閉鎖するため１７年度はその準備を行なった。

ＪＩＣＡ八王子については、平成１８年４月に組織上廃止し、研修事業をＪＩＣＡ東京に、市民参加協力事業及びボランティア事業(募集、広報）を広尾センターに移管した。施設は、平成１８年度に限りＪＩＣＡ東京別館として宿泊業務を行い、１８年度末に閉鎖する。ＪＩＣＡ八王子に配置していた人員は、１８年３月末に大幅に引揚げ(１１名から１名に減）、実施面での効率化を図った。

（２）在外機関

現場強化のさらなる推進、選択と集中に沿った拠点の再編、及び限られた人材リソースの効果的な再配分の観点から、在外における事務所のあり方及び平成１８年度からの改編について検討を行った。

４．融資事業における債権回収の実績

特殊法人等整理合理化計画（平成１３年２月）に基づき、開発投融資事業は平成１４年度をもって廃止となり、１４年度以降新規の融資承諾はない。また、移住融資事業についても、平成１７年度末をもって廃止となり、１８年度以降の新規融資の予定はない（開発投融資事業及び移住融資事業に係る債権の返済期限（最終）は、それぞれ平成４３年度、平成２７年度である。)。

（１）開発投融資

貸付金元金及び利息の回収を実施した。一部繰上げ償還があったため、回収額は年度当初の計画額と比較し１０５百万円の増となった。また、利息は繰上げ償還により貸付残高が減った結果、０．３百万円の減となった。（下表のとおり）

（単位：百万円）

	計画額	実績額	差額
元金	1,595	1,701	106
利息	220	219	△0.3
合計	1,815	1,920	105

（２）移住関係

移住融資債権及び入植地割賦債権の元金及び利息等の回収を実施した。

平成１７年度は、天候不順等による不作、市況の低迷等により返済が遅延している債務者が多く、計画額４５２百万円に比して１２１百万円減の３３１百万円を回収した。

（単位：百万円）

		計画額	実績額	差額
元金		373	264	△109
	うち融資	362	245	△117
	入植地	11	19	8
利息		79	67	△12
	うち融資	75	59	△16
	入植地	4	8	4
	合計	452	331	△121

別表１

平成１７年度　決算報告書
（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

（単位：百万円）

区分	年度計画	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金収入	160,077	160,077	0	
受託事業収入	4,163	3,129	△1,034	注１
開発投融資貸付利息収入	220	219	0	
入植地割賦利息収入	4	8	5	
移住投融資貸付金利息収入	75	59	△16	
その他収入	2,881	3,565	684	
うち施設利用収入	2,571	2,483	△88	
寄附金収入	0	2	2	
雑収入	309	1,080	771	注２
施設整備資金より受入	1,097	914	△183	
計	168,516	167,971	△545	
支出				
一般管理費	10,645	10,091	554	
うち人件費	7,574	7,308	266	注３
物件費	3,071	2,783	288	注４
業務経費	150,116	150,898	△782	注５
うち国・課題別事業計画関係費	5,286	4,976	310	
技術協力プロジェクト関係費	85,125	87,719	△2,595	
無償資金協力関係費	4,758	4,475	283	
国民参加型協力関係費	25,902	25,744	158	
海外移住関係費	525	497	28	
災害援助等協力関係費	861	925	△64	
人材養成確保関係費	3,395	2,954	441	
事業評価関係費	878	774	105	
事業附帯関係費	8,539	8,399	140	
国内機関関係費	3,913	4,388	△475	
在外事務所関係費	10,934	10,047	887	注６
施設整備費	1,097	914	183	注７
受託経費	4,163	2,983	1,180	注８
業務支援経費	2,871	2,526	345	
うち施設運営費	2,571	2,479	93	
民間協力特別支援費	299	47	252	注９
計	168,892	167,412	1,480	

端数処理の関係で、合計と一致しない場合があります。

予算額と決算額との差異説明

注１ 経済産業省からの受託収入が減ったため。
注２ 予算段階では見積もることのできない過年度経費の戻し入れ等があったため。
注３ 退職者が少なかったため。
注４ 固定経費の見直し等による経費節減を行ったこと、及び消費税納付額が減少したため。
注５ 次年度への繰越額が前年度からの繰越額を下回ったこと等による差額。
　なお、内訳の差額については、当初予定していた執行配分の見直しを行ったため。
注６ 退職者が少なかったため。
注７ 想定以上の入札残が発生したため。
注８ 経済産業省からの受託収入が減ったため、及び相手国等の事業により計画に変更が生じたため。
注９ 事業未実施分があるため。

別表２

損　益　計　算　書

（平成１７年４月１日～平成１８年３月３１日）

（単位：百万円）

経常費用		
業務費		
国・課題別事業計画関係費	4,999	
技術協力プロジェクト関係費	87,973	
無償資金協力関係費	4,475	
国民参加型協力関係費	25,709	
海外移住関係費	493	
災害援助等協力関係費	930	
人材養成確保関係費	2,950	
事業評価関係費	774	
事業附帯関係費	8,226	
国内機関関係費	4,314	
在外事務所関係費	10,001	
業務支援経費	2,526	
受託経費	2,983	
減価償却費	311	
一般管理費		
一般管理費	10,039	
貸倒引当金繰入	119	
財務費用		
支払利息	12	
雑損	1	
経常費用合計		166,834
経常収益		
運営費交付金収益	160,905	
受託収入	2,983	
開発投融資収入	215	
入植地事業収入	8	
移住投融資収入	68	
施設利用収入	1,998	
寄附金収益	1	
資産見返運営費交付金戻入	255	
資産見返補助金等戻入	17	
財務収益		
受取利息	21	
雑益	692	
外国為替差益	565	
経常収益合計		167,730
経常利益		896
臨時損失		
固定資産除却損	35	
固定資産売却損	7	
臨時損失合計		41
臨時利益		
固定資産売却益	1	
臨時利益合計		1
当期純利益		855
当期総利益		855

別表３

キャッシュ・フロー計算書

（平成１７年４月１日～平成１８年３月３１日）

（単位：百万円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
事業支出	△ 138,546
業務支援費支出	△ 2,112
受託経費支出	△ 3,069
人件費支出	△ 17,382
その他の業務支出	△ 234
貸付金利息収入	279
入植地事業収入	41
利息収入	8
割賦元金	32
運営費交付金収入	160,077
受託事業収入	2,990
施設利用収入	1,998
寄附金収入	2
その他の収入	1,170
小　計	5,214
利息の受取額	22
利息の支払額	△ 12
業務活動によるキャッシュ・フロー	5,224
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△ 1,041
固定資産の売却による収入	37
貸付けによる支出	△ 419
貸付金の回収による収入	1,993
定期預金の預入による支出	△ 8,600
譲渡性預金の払戻による収入	5,900
関係会社の清算に伴う残余財産の分配による中間収入	350
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,780
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 169
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 169
Ⅳ　資金に係る換算差額	82
Ⅴ　資金増加額	3,357
Ⅵ　資金期首残高	3,504
Ⅶ　資金期末残高	6,862

４．短期借入金の限度額

小項目 No. 27　短期借入金の限度額

【中期計画】

４１０億円

理由：国からの運営費交付金の受け入れ等が３ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

【年度計画】

４１０億円

理由：国からの運営費交付金の受け入れ等が３ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

【当年度における取り組み】

実績なし

5．重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

小項目 No. 28　重要な財産の譲渡等の計画

【中期計画】

ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物（在外移住事業関係資産）及びアルゼンチン国園芸総合試験場建物・施設の処分を計画

【年度計画】

ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物（在外移住事業関係資産）の財産の譲渡の準備を引き続き進める。

【当年度における取り組み】

ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物については、平成１８年度中にドミニカ日系人協会に対して譲渡する方向で、関係機関とも調整し、手続きを進めた。

（アルゼンチン国園芸総合試験場建物・施設は、平成１６年度に処分済み。）

6．剰余金の使途

小項目 No. 29　剰余金の使途

【中期計画】

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に充てることとする。

【年度計画】

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に充てることとする。

【当年度における取り組み】

実績なし

7．その他主務省令で定める業務運営に関する事項

（1）施設・設備に関する計画

小項目 No. 30　施設･設備に関する計画

【中期計画】

業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。さらに、業務の適切な実施のため及び運営・利用の効率化のために、全国内機関を対象とした総合的あり方調査（１年以内に実施）を実施する。

平成１５年度から平成１８年度の施設・設備の整備に関する計画（単位：百万円）

施設・設備の内容	財源	予定額
中部国際センター建替え	施設整備資金	2,118
身障者対応施設整備	施設整備資金	200
既存施設改修	施設整備資金	3,214
計	施設整備資金	5,532

【年度計画】

「国内機関の総合的なあり方調査」の結果を踏まえて策定された国内機関再編の方針に基づき、効率的、効果的な施設運営のための具体的な計画策定及び準備作業に着手する。

平成１７年度の施設・設備の整備に関する計画（単位：百万円）

施設・設備の内容	財源	予定額
中部国際センター建設	施設整備資金	１８
既存施設改修等	施設整備資金	１０７９
計	施設整備資金	１０９７

【当年度における取り組み】

施設・設備改修計画に基づいた設計・工事を実施するとともに、国内機関再編については、ＪＩＣＡ八王子の閉鎖を含む首都圏の国内機関の再編（平成１８年４月）に向けた準備を行った。

１．平成１７年度の施設・設備の整備に関する実績

国内機関等の既存施設整備については、施設・設備改修計画に基づき、当初計画どおり設計・工事を行った。一般競争入札の結果、落札残額が生じた。また、中部国際センター（仮称）建替えについては、関係省庁との調整の上、基本構想の検討を行った。平成１８年度に地質調査及び設計、平成１９年度から２０年度に建設工事を予定している。

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	執行額
中部国際センター建設	18	0
既存施設改修等	1,079	930
計	1,097	930

2．国内機関の再編の実績

機構では、国民等の協力活動の推進とともに、組織の効率的・効果的な経営に向けた見直しを図るため、平成１５年度から１６年度にかけて「国内機関の総合的あり方調査」を実施し、各地域における国内機関の役割や活動状況等を整理し、今後の課題についての提言を行った。

この調査結果を踏まえ、１７年３月に公表した「ＪＩＣＡ改革プラン（第二弾）」においては、途上国の現場のニーズに的確かつ迅速に応えるために必要となる日本国内の実施体制の強化に向け、研修事業改革や市民参加協力事業の促進等をその方策として掲げ、国内機関の機能の集中と合理化の方針を打ち出した。首都圏においては１８年４月にＪＩＣＡ八王子を組織上廃止し、ＪＩＣＡ東京への研修業務の集約化及び広尾センター（ＪＩＣＡ地球ひろば）における市民参加協力の拠点化を実行に移した。特にＪＩＣＡ八王子については、下記のとおり十分な実績のある機関であったが、機能の集中と合理化の観点から廃止に踏み切った。

【ＪＩＣＡ八王子の事業実績】

ア．１９７６年２月にＪＩＣＡ八王子（八王子国際センター）が設立されて以来、今年で３０年目という節目の年を迎えるが、設立当初から地元の自治体や市民の国際協力事業への理解・協力の下、これまでに世界１６４カ国、計１１，０８０人の研修員を受け入れてきた。

イ．同センターで行われてきた研修コースの特色としては、同センターが所管してきた三多摩地域及び山梨県に所在する多くの大学、研究・研修機関の優位性を生かし、主に職業訓練、ガバナンス、感染症対策、環境分野といった分野における研修を実施してきた点が挙げられる。

ウ．また、首都圏に位置するメリットを生かし、緊急課題や新規課題に対し、例えばパレスチナ難民支援（職業訓練）やボスニア・ヘルツェゴビナ向けの民族融和の促進コースなどの研修を実施し、新たな開発課題に対する迅速な取り組みを実施してきたことも特徴として挙げられる。

エ．市民参加協力事業においては、草の根技術協力の実施をはじめ、市民と研修員の交流会の開催や研修員が地元小中学校を訪問するなど、住民が直接

研修員と触れ合う機会を提供することを通じ、国際協力への理解促進につながるような活動も行ってきた。

オ．同センターの事業実施や施設利用者数は全国のセンターの中で見劣りするものではないが、首都圏に４つの国内機関が配置されていることから、全体のバランスの中で在外強化のための資源配分という経営判断に基づき閉鎖を決断した。

なお、３月末の閉館の前に、過去３０年間にわたる関係諸機関の協力と理解への感謝の意を表するため、「八王子国際センター感謝のつどい」を開催した。約１００名の方々に参集いただく中、八王子センターの閉館を惜しむ声、また、他センターに引き継がれる各事業がさらに発展していくことを願う声が多数聞かれた。

また、１７年度には、全国１０のブロックのうち、首都圏及び中部を除く残り８つのブロックを対象に、各国内機関が果たすべき機能の再点検を行った。その結果、基本的には、各国内機関とも、当該ブロックの国際協力の拠点として、地域に密着した「人づくり（研修員受け入れ）事業」において実績を積み上げると同時に、地域の国際交流･協力の拠点として、国内各地域の国際化にも貢献していると考えられ、事業展開及び経済性の観点から閉鎖すべき国内機関はないが、一層効果的な事業実施のため、以下のとおり機能強化を図ることとした。これらは１８年度から実施する予定である。

【国内機関再編（第二段階）の改革の３方針】

ア．各国内機関の機能の明確化とネットワークの強化

特に研修事業については、各国内機関に比較優位のある分野を強化し、個々の研修コースの高付加価値化を図るとともに、当該国内機関を拠点とした全国ネットワーク化を推進し、途上国のニーズにより的確に対応する体制を強化する。例えば、

➢ＪＩＣＡ九州は感染症対策及び環境保全、ＪＩＣＡ中国は教育及び復興開発、ＪＩＣＡ兵庫は防災関係の研修事業拠点と位置づけ、各国内機関間のネットワーク強化を図る。

イ．より一層の利用率の向上

研修コースの実施時期等を見直しつつ、大学や自治体との連携のもと新しい研修コースを開拓し、途上国のより多様なニーズにも対応可能な施設としてより一層の利用率の向上を図る。

➢研修コースの実施時期に季節的な変動が大きいため、実施時期を調整し、利用状況の平準化に努める。

➢ＪＩＣＡ大阪を西日本における研修事業の拠点として位置づけ、研修コ

ースの東京集中傾向の是正を念頭に、ＪＩＣＡ大阪でのコース開発を順次促進する（向こう３年間で１０コース程度）。

ウ．市民等へのアクセス改善と情報発信機能の強化

国際協力に関心のある市民、ＮＧＯ、学生等が国際協力の現場の情報によりアクセスしやすい環境を整えるため、アウトリーチ機能を強化するとともに、各地において「市民参加協力の輪」が広がるような場を提供するための創意工夫に努める。

- ➢イベント開催などにおいて、市内中心に位置する公共的な施設の利用を促進し、市民からのアクセス改善を図る。
- ➢市民参加による国際協力の全国拠点である「ＪＩＣＡ地球ひろば」を中心として、各国内機関のネットワーク化を図る。
- ➢テレビ会議システムを利用して、在外の活動現場と結んでのイベント開催なども併せて推進する。

（２）人事に関する計画

小項目 No. 31　人員の勤務評価、適正配置、能力開発の計画

【中期計画】

（イ）方針

効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適性配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、

●的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。

● 業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向、専門家としての活用も含め、プロジェクトマネジメント能力の強化及び開発課題に関する知見の深化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。

【年度計画】

ア．新人事制度の的確な運用を行い、制度の定着を図る。

イ．人事評価者研修を実施し、新人事制度下の人事評価を適切に実行する。

ウ．組織改革及び在外強化の方向性を踏まえた人事ローテーションに基づき、適材適所の人事配置を行う。

エ．再任用制度の導入について検討する。

オ．新人材育成計画、職員研修体系、及び研修プログラムの充実を図る。また、実務を通じた職員の能力開発の機会を提供する。

【当年度における取り組み】

１６年度に導入した資格・昇格制度、給与・退職金制度、人事評価制度からなる新人事制度を定着させるため、１７年度は引き続き研修等の取り組みを行うとともに、全職員の評価結果を１２月の賞与に反映させた。また、在外強化の方向性を踏まえた職員の配置に引き続き努めた。職員の能力開発については、人的資源マネジメントの視点を踏まえた人事制度ハンドブックを全職員に配布するとともに、人材能力開発タスクフォースを立ち上げ、新たな研修コースを導入した。

１．勤務成績の評価の実績並びに適材適所の人事配置の実績

（１）勤務成績の評価の実績

平成１６年度に導入した新人事制度に基づき、評価結果を給与及び賞与に反映させた。１７年６月には管理職を対象に、１２月には全職員を対象に評価結果を反映した賞与を支給した。また、管理職については、１６年度通期の評価結果を１７年７月の昇給に反映させた。１８年度には全職員を対象として、１７年度通期の評価結果を１８年７月の昇給に

反映させる予定としている。

評価結果を反映した処遇を実現する一方で、新人事制度の定着に向けては、引き続き各種研修を実施したほか、人事制度に関する質問会などの場も設けた。例えば、１７年度の主査（管理職）登用者に対する「主査研修」と併せ、ケーススタディなどを用いた評価者研修（半日コース）を実施し、評価制度に関するスキルや知識の習得を図った。さらに、新制度導入時に海外勤務のため評価者研修を受講していない管理職を対象とした評価者研修も特設し、評価制度をもれなく浸透させる方策を講じた。

また、評価制度をはじめとする人事制度全般の定着を目的として、１７年度下半期から毎月２２日を「人事の日」と定め、昼休みに職員からの質問や疑問に答える場を設け、新制度定着の促進を図った。

なお、管理職による適正な評価を担保すべく、評価の実施時期に合わせて、一般職員からの評価に関する意見具申の場も提供している。

（２）適材適所の人事配置の実績

二年目となる在外組織体制強化のための在外事務所への人員シフトについては、概ね計画どおり達成した。また、在外強化の方向性を踏まえた若手職員を対象とした初期配置ローテーションモデルに基づき、適材適所の人事配置に努めた。さらに、再任用制度の導入のための制度設計及び労働組合との協議を終え、１８年４月から同制度を導入した。

２．職員の能力開発

援助マネジメントのプロフェショナルとしての基準人材像に到達するために必要とされる基礎的な研修項目を研修体系表として取りまとめ、この研修体系を含む「人事制度ハンドブック」を全職員に配布した。

同研修体系に基づき、既存の階層別研修、語学研修等に加え、新規に新任チーム長研修等を実施した。既存の研修プログラムについても、各部のニーズや研修受講者からの声を踏まえ、きめ細かい改訂（社会人採用職員向け研修の時期変更、内容拡充等）を行い、研修の質の向上に努めた。また、職員のコアスキルの強化を図るため、人材能力開発タスクフォースを立ち上げ、人事部と国際協力総合研修所が連携して、従来のコアスキル研修の見直し及び再編を行うとともに、新たな研修コース（「国を見る視点」初級等）を導入した。

平成１７年度の既存の職員研修については、「階層別研修」３３６人、「語学研修」２２９人、「専門研修」３６６人を実施した。この他、国際機関との人事交流、省庁との人事交流、職員の専門家としての派遣など、実務を通じた職員の能力開発の機会を提供した。

小項目 No. 32　常勤職員数と人件費総額

【中期計画】

（ロ）人員に係る指標

期末の常勤職員数を期初の３人減とする。

（参考１）

期初の常勤職員数　1,329 人

期末の常勤職員数　1,326 人

（参考２）

中期目標期間中の人件費総額見込み　49,000 百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び技術協力派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

【当年度における取り組み】

平成１７年度末の常勤職員数は１，３２７名となった。

また、平成１７年度の人件費は、予算額１３，９８９，９４４千円に対し、支出実績額１３，４３３，００９千円であった。

なお、政府の「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後５年間で５％以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、機構として、公務員に準じた人件費削減に取組み、平成１８年度から５年間において５％以上の削減を行うこととなり、平成１８年３月に現行の中期目標、中期計画にこの旨が盛り込まれた。人件費については、これまでも、大幅な人事･給与制度の改編や早期退職の促進等を通じてその削減に努めてきたところであり、新たに設定された目標を達成すべく、今後も、給与制度の見直し等により計画的な人件費の削減を図っていく方針である。

（３）その他中期目標を達成するために必要な事項

（イ）監査の充実

小項目 No. 33　外部監査の実施等監査の充実

【中期計画】

（イ）監査の充実

外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。

【年度計画】

会計監査人による外部監査に加え、内部監査について「現場（在外）の強化」方針に基づく在外事務所への業務移管内容及び実施状況等をテーマとして監査の充実を図る。

【当年度における取り組み】

会計監査人による監査を実施するとともに、内部監査を実施し、監査結果に基づく改善の指示・再発防止への注意喚起を図った。また、無償資金協力事業における技術的監査を実施した。

１．会計監査人による監査

平成１６事業年度の財務諸表について、会計監査人（新日本監査法人）による監査を受け、１７年８月８日に外務大臣から承認を受けた。また、平成１７事業年度については期中監査を１７年１０月から１８年３月までの間に、本部においては毎月実施し、国内機関及び在外機関については以下の機関で実施した。（なお、平成１７事業年度の財務諸表についての本部期末監査は１８年５月末から２週間実施予定。）

＜本部以外で期中監査を実施した機関＞

３国内機関：ＪＩＣＡ中国、ＪＩＣＡ沖縄、ＪＩＣＡ駒ヶ根

７在外機関：インドネシア事務所、中国事務所、ペルー事務所、トルコ事務所、オーストリア事務所、ブルガリア駐在員、ウルグアイボランティア調整員

会計監査人からの指摘例は次のとおりであるが、いずれも速やかに是正しており、今後、同様の指摘を受けることがないよう留意している。

ア．固定資産増築の際の撤去費用（駒ヶ根訓練所）

固定資産増築の際、請求金額の全額が固定資産に計上されているが、撤去に係る部分については費用として計上することが望ましいとの指摘を受け、速やかに当該部分について費用として計上する修正を行った。

イ．ハイウェイカードの管理（沖縄国際センター）

高速道路の利用については、車両毎の運行日誌に基づき確認を行っているが、ハイウェイカードの使用済み分を回収することが望ましい、との指摘を受け、使用済み分を回収するようにした。

ウ．現金出納帳（トルコ事務所）

トルコでは、端数にあたる最小単位の通貨が一般的に流通していないため、帳簿残高と実際の現金残高がごく小額合わないとの指摘を受けた。今後については、実支払額を現金出納帳に記帳し、端数処理により証憑書類の金額と差が生じかつ最小単位の通貨を集めて対応することが困難な場合は、その理由を証憑に記載することにした。

2．内部監査

本部、国内機関及び在外機関（プロジェクト等の協力活動現場を含む。）の全部署を対象として、監査室が書面監査及び実地監査を行い、関係部署に対しその改善を指示している。監査結果は、直接理事長に報告するとともに、その内容について取りまとめた報告書を全部署に配布し、再発防止への注意喚起を図っている。

平成１７年度には、以下の機関を対象に内部監査を実施した。（＊印は抜き打ち監査を実施した機関）

本部：総務部、経理部等（１２部局）

国内：ＪＩＣＡ札幌、ＪＩＣＡ帯広、ＪＩＣＡ東京*、国際協力総合研修所（４機関）

在外：ラオス事務所、タイ事務所、パプアニューギニア事務所、ソロモン駐在員、ケニア事務所、ジンバブエ事務所、モンゴル事務所、中国事務所、メキシコ事務所、ニカラグア駐在員、インド事務所、アジア地域支援事務所、東南部アフリカ地域支援事務所、中米・カリブ地域支援事務所（１４ヶ所）

プロジェクト：「日本人材開発センター」（ラオス）等（９プロジェクト）

3．無償資金協力事業に係る技術的監査

１７年度は、４カ国（エリトリア、バングラデシュ、アンティグアバーブーダ、サモア）の４案件について技術的監査を実施した。対象案件は、地域や特定分野に偏りがないように配慮しつつ、完成直前又は完成間もない案件を選定し、契約（技術仕様、設計図書）に合致して完成しているか、設計変更等がなされている場合は、適切な手続きが取られていたか、について調査を行った。この監査の特色は、直前までコンサルタントや業者だけでなく、相手国政府、在外公館、機構の在外事務所等の関係者に実施することを伝えない「第三者による抜き打ち監査」である点である。この技術的監査は平成１７年度で３回目となるが、関係者の間で「抜き打ち監査」が実施される場合があるとの認識はさらに広がりつつある。

（ロ）各年度の業績評価

小項目 No. 34　各年度の業績評価と業務運営への反映

【中期計画】

（ロ）各年度の業績評価

各年度の業績に関し、外部有識者を含めて法人内部で評価を行い、業務運営に反映させる。

【年度計画】

年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を含めて内部で評価を行い、その結果を以降の業務運営に反映させる。

【当年度における取り組み】

１７年度は、１）業務実績のモニタリング(年２回)、２）内部の業績評価委員会及び外部検討委員による検討、自己評価、３）部署別年間業務計画を通じた目標管理、等の仕組みを通じて、外務省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の平成１６年度評価結果を機構の業務運営に反映させるとともに、本部のみならず、国内機関及び在外事務所の職員に向けた業績評価セミナーにより、一般職員の認識向上に努めた。具体的には以下のとおり。

１．業績評価結果の業務運営への反映

平成１７年度は、１６年度業績報告及び評価結果への対応、並びに１７年度業績のモニタリング、取りまとめ、内部評価等を行った。１６年度に引き続き業績評価の専管部署（業績評価チーム）が機構の業績のモニタリング（年２回)、取りまとめ、評価結果のフォローアップ等を行い、総務担当理事を長とする「業績評価委員会」が業績の報告、自己評価、業務運営への反映等について審議を行い理事会に報告した。また、自己評価の質の向上と客観性の担保を図るため、外部有識者３名を外部検討委員として委嘱し、１６年度業績報告や１７年度の進捗状況等についてその意見を反映させた。

外務省独立行政法人評価委員会の評価結果を受け、平成１７年度には、１６年度に行った取り組みの結果が業務にいかなる効果をもたらすか、ということを念頭において業務運営に注力した。また、実績報告に対する各種の指摘事項については、機構として的確かつ具体的な対応を図り（例：事業評価に費やすコストに留意し、評価結果の事業への反映について一層の説明を求めたいとの指摘を受け、技術協力プロジェクトのうち小規模案件について簡易評価制度を導入するとともに、評価結果の活用による事業改善状況の分析等について「事業評価年次報告書２００５」に取りまとめた。)、この取組状況については１７年１２月の外務省独立行法人評価委員会において報告した。

また、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を受けて、在外事務所のセグメント情報や業績報告等について報告できるよう準備した。

２．部署毎の業務運営への反映

中期計画に基づく年度計画の達成を各部署の業務運営、人事評価と連動させるため、１６年度から本格導入した「部署別年間業務計画」のさらなる定着を図った。同計画については、本部・在外事務所・国内機関の各部署の計画について担当理事が確認をし、本部分については理事会で討議するとともに、部門長の人事評価に同計画の実施状況を反映させている。

３．機構内部への周知

業績評価制度・評価結果に関する一般職員の認識の向上のため、平成１７年９月から１０月にかけて業績評価セミナーを計４回開催した。今回のセミナーでは、JICA-Net を活用し２０在外事務所、１９国内機関へ配信したことから、１６年度実績（１３０名）を大幅に上回る２４９名（前年度比９２％増）が参加した。アンケートでは、回答者のほぼ全員から「有意義だった」との回答を得たことから、所期の目的を達したと考えられる。また、「業績監理・評価マニュアル」を改訂したほか、在外事務所・ナショナルスタッフを対象とした英文の説明資料を作成し、全ての在外事務所に周知した。

以上

〈資料編〉

１．国別・課題別の取り組み

（１）国別の取り組み

１７年度に実施した国別のプロジェクトの概況は以下のとおり。（プロジェクト件数は技術協力プロジェクト、開発調査及び無償資金協力基本設計調査の合計数。）

①東南アジア・インドシナ地域

ア．インドネシア
（ア）「民間主導の持続的な成長」実現のための支援：３２件
（イ）「民主的で公正な社会造り」のための支援：６２件
（ウ）「平和と安定」のための支援：２件
（エ）スマトラ沖地震津波被害からの復興に関する支援：２件

イ．マレーシア
（ア）経済の競争力強化：７件
（イ）人的資源開発：４件
（ウ）環境と持続的開発：３件
（エ）南南協力：１４件
第三国研修（コンピューターネットワーク技術等）による協力を行った。

ウ．フィリピン
（ア）持続的成長のための経済体質の強化及び成長制約要因の克服：２５件
（イ）格差の是正（貧困緩和と地域格差の是正）：１８件
（ウ）環境保全と防災：９件
（エ）人材育成・制度造り：９件

エ．タイ
（ア）競争力の強化：１１件
（イ）社会開発と貧困削減：１１件
（ウ）持続的開発：９件
（エ）地域協力：１４件

オ．ミャンマー
（ア）経済構造調整：２件
（イ）農業・畜産業・水産業開発
個別専門家による協力を行った。
（ウ）保健／医療の改善：３件
（エ）教育の改善：１件
（オ）市民生活の確保：１件
（カ）グローバル・イシュー：３件
国別研修（「ハンセン病対策」等）による協力を実施した。

カ．ベトナム
（ア）成長促進：１７件
（イ）生活・社会面での改善：２６件
（ウ）制度整備：２件

キ．ラオス
（ア）人造り：８件
（イ）ＢＨＮ支援：７件
（ウ）農林業：３件
（エ）インフラ・エネルギー：４件

ク．カンボジア
（ア）グッド・ガバナンス：１０件
（イ）経済振興のための環境整備：３件
（ウ）経済・社会インフラの整備：８件
（エ）保健医療の充実：５件

（オ）教育の充実：２件
（カ）農業・農村開発：６件
（キ）地雷除去・障害者支援
個別専門家による協力を行った。
（ク）環境資源管理：１件

②東アジア地域
ア．中華人民共和国
（ア）環境問題など地球規模の問題に対処するための協力：１８件
（イ）改革・開放支援：６件
（ウ）相互理解の促進
草の根技術協力等による協力を行った。
（エ）貧困問題克服のための支援：１３件
（オ）その他：１件
学校機材整備計画に係る協力を実施した。

イ．モンゴル
（ア）市場経済を担う制度整備・人材育成：６件
（イ）地方開発：３件
（ウ）環境保全：３件
（エ）経済活動促進のためのインフラ整備
地域別研修等による協力を行った。
（オ）その他：１件
博物館建設計画に係る協力を実施した。

③南西アジア地域
ア．バングラデシュ
（ア）経済成長（民間セクター、運輸交通、農業･農村開発）：６件
（イ）社会開発と人間の安全保障（教育、保健、環境、災害対策）：７件
（ウ）ガバナンス
集団研修による協力を行った。

イ．ネパール
（ア）社会分野：２件
（イ）農業開発：４件
（ウ）経済基盤整備：２件
（エ）環境保全：２件
（オ）紛争後の復興と紛争要因の排除
プロジェクト形成支援を行った。
（カ）その他：２件
放送局整備計画に係る協力を実施した。

ウ．パキスタン
（ア）人間の安全保障の確保と人間開発（保健、衛生、教育）：５件
（イ）健全な市場経済の発達（水資源・灌漑、経済基盤、経済発展）：７件
（ウ）分野横断的イシュー（ジェンダー、環境）：４件
（エ）その他：２件
医療施設耐震建築指導等に係る協力を実施した。

エ．スリランカ
（ア）和平プロセス支援：５件
（イ）経済基盤整備（経済基盤整備、災害復興開発・防災）：６件
（ウ）外貨獲得能力向上：３件
（エ）貧困対策支援：５件
保健教育等に係る協力を実施した。

④中米・カリブ地域
ア．ドミニカ共和国
（ア）基礎教育：１件

（イ）保健・医療：１件
（ウ）農業・牧畜・水産：３件
（エ）環境：２件

イ．ホンジュラス
（ア）教育：１件
（イ）保健医療：２件
（ウ）農村開発：２件
（エ）経済社会インフラ整備：１件

ウ．メキシコ
（ア）人間の安全保障の向上と貧困削減：８件
（イ）産業開発と地域振興：２件
（ウ）地球環境問題及び水の衛生と供給：４件
（エ）日墨パートナーシッププログラム、南南協力：４件

⑤南米地域
ア．アルゼンチン
（ア）経済再生：２件
（イ）社会開発：２件
（ウ）環境保全：３件
（エ）南南協力支援：５件

イ．ボリビア
（ア）社会開発：１０件
（イ）生産性向上支援：６件
（ウ）制度・ガバナンス：１件
（エ）その他：２件
校舎建設計画等に係る協力を実施した。

ウ．ブラジル
（ア）環境保全：６件
（イ）国際競争力強化：３件
（ウ）格差是正のための地域振興・社会開発：３件
（エ）三角協力：１２件

エ．パラグアイ
（ア）貧困層への社会サービスの充実と収入の維持向上：６件
（イ）メルコスール下における不均衡緩和と成長促進のための経済競争力強化：１３件
（ウ）環境保全と天然資源の持続的開発：１件
（エ）行政組織・制度整備（グッド・ガバナンス）：１件

⑥アフリカ地域
ア．ガーナ
（ア）地方農村部の活性化：１２件
（イ）産業育成：６件
（ウ）行政能力の向上：１件

イ．ケニア
（ア）人材育成：５件
（イ）農業開発：６件
（ウ）環境保全：４件
（エ）保健・医療：５件
（オ）経済インフラ整備：４件

ウ．マラウイ
（ア）食糧安全保障：４件
（イ）人的資源開発：５件
（ウ）持続的経済開発：１件

エ．タンザニア
（ア）農業・零細企業の振興：３件
（イ）人口、エイズ及び子供の健康問題への対応：５件
（ウ）基礎教育支援：１件
（エ）都市部における基礎インフラ整備等による生活環境改善：６件
（オ）貧困削減のための行政能力強化：３件

オ．ザンビア
（ア）農村開発を中心とする貧困対策への支援：５件
（イ）費用対効果の高い保健医療サービスの充実：８件
（ウ）均衡のとれた経済構造形成の努力に対する支援：１件
（エ）自立発展に向けた人材育成・制度構築：２件
（オ）地域相互協力の促進

カ．セネガル
（ア）基礎生活の向上（水供給・教育・保健医療社会基盤整備）：７件
（イ）環境保全（砂漠化防止）：２件
（ウ）農水産業：２件

⑦中東地域
ア．アフガニスタン
（ア）地域開発支援：５件
（イ）中長期的かつ本格的な開発支援：１１件
（ウ）平和の定着支援：１件

イ．トルコ
（ア）環境改善：１件
（イ）経済社会開発促進のための人材育成：３件
（ウ）地域間格差是正のための農漁業及び保健医療等基礎生活分野の改善：４件
（エ）南南協力の支援：２件
（オ）地震災害振興・防火制度強化：１件

ウ．エジプト
（ア）経済・社会基盤の整備、産業の振興：５件
（イ）貧困対策：４件
（ウ）人材育成、教育の充実：１件
（エ）環境の保全、生活環境の向上：２件
（オ）南南協力の推進：１０件

（２）開発課題別の取り組み

１７年度に実施した開発課題別のプロジェクトの概況と質の向上のための取り組みは以下のとおり。（プロジェクト件数は技術協力プロジェクト、開発調査及び無償資金協力基本設計調査の合計数。）

①ガバナンス

ア．ガバナンス分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）民主化支援：１２件
（イ）法整備支援：９件
（ウ）行政全般に対する能力向上：３５件

イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
（ア）課題別指針作成の前段階として、ガバナンス分野のサブセクター（地方行政、法整備、統計等）についての課題整理を行った。
（イ）ナレッジサイトに２５件の分野課題情報を新規に掲示した。また、外部の知見の活用を目的として、課題別支援委員会を立ち上げた。
（ウ）ガバナンス分野の在外主管案件について、在外事務所からの要請に応じた技術支援を行った。

②平和構築支援

ア．平和構築支援については、「ガバナンス」の改善に向けた協力、紛争終結後の国家にとって重要な「治安回復」、生活再建のための「社会基盤整備」、基本的な経済ニーズの充足や経済基盤の安定化を図るための「経済復興」等の支援を実施した。併せて、社会的弱者にも目を向けた支援を実施した。各々の協力実施に際しては、紛争再発・助長を避ける、また和解に資するための配慮の視点を持って実施した。

イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
事業実施体制の強化の一環として、ファスト・トラック制度の導入及び関連する各種制度の整備を行った。また、各種研修を通じた平和構築支援関連の能力強化も実施した。

③ジェンダー主流化／ＷＩＤ

ア．ジェンダー／ＷＩＤ分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）ＷＩＤ案件：２８件
（イ）ジェンダー平等案件：６件
（ウ）ジェンダー関連案件：１４６件

イ．協力事業の質の向上を目的として、以下の各種会合を開催した。
（ア）ジェンダー懇談会
（イ）課題別支援委員会
（ウ）分野課題タスク会合
（エ）ジェンダー責任者会議

④情報通信技術

ア．情報通信技術分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）ＩＴ政策策定能力の向上：２件
（イ）ＩＴ人材の育成：９件
（ウ）通信基盤の整備：４件
（エ）各分野へのＩＴ活用による効率・効果の向上：２件
（オ）ＩＴ活用による援助における効率・効果の向上：１件
（カ）放送分野：１件

イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
（ア）課題別支援委員会を立ち上げ、第１回会合を４月に実施するとともに、必要に応じて委員に助言を求めた。
（イ）ナレッジサイトの情報を２０件追加し、計１５７件とした。マルチメディア教材を２種類（通信政策及び情報倫理）作成した。
（ウ）世界情報社会サミットＷＳＩＳ東京ユビキタス会合に参画し、アフリカを中心とする参加者を７人招聘し、協力ニーズに関する意見交換を行うとともに、展示ブースを設けて広報活動を行った。
（エ）有識者によるＪＩＣＡ－Ｎｅｔを利用した公開勉強会を１４回実施し、情報通信分野に関する機構関係者への情報提供を行った。また、ミレニアム開発目標に関する機構の報告書に情報通信分野の取り組みと「ブータン加入者電話網整備プロジェクト」の事例を掲載

した。
（オ）各分野へのＩＴ活用促進に資するために、アフリカを例とし、貧困削減に資する情報通信活用の協力のあり方についてプロジェクト研究を行った。
（カ）ＩＣＴ分野の案件形成を行う際の留意事項集を作成した。

⑤運輸交通

ア．運輸交通分野については、以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）運輸交通インフラ整備：２７件
（イ）運輸交通セクターにおけるキャパシティ・ディベロップメント支援：３２件
イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
（ア）途上国固有の特性に対応した適正技術の検証及び定着に向けた計画策定（社会実験、試験的事業を含む）を行うため、コスタリカ、ボリビアにおいてカウンターパートとともに橋梁点検作業や防災必要箇所の選定を行い、試験的な事業を実施するよう調査内容の設計を行った。
（イ）課題別支援委員会を設置し、開催した。
（ウ）運輸交通に係るナレッジサイトの内容の更新・充実を図った。
（エ）「開発課題に対する効果的アプローチ（運輸交通）」を配布した。
（オ）クロスボーダー交通インフラに関するプロジェクト研究を実施した。

⑥都市開発

ア．都市開発・地域開発分野については、以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）都市の持続的成長：９件
（イ）都市内貧困削減：２件
（ウ）都市開発セクターでのキャパシティ・ディベロップメント支援：２件
（エ）都市基本情報整備：８件
（オ）地域間格差の是正：４件
（カ）地方自治体におけるキャパシティ・ディベロップメント支援：３件
イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
（ア）課題別支援委員会を立ち上げた。
（イ）都市開発・地域開発に係るナレッジサイトの内容の更新・充実を図った。
（ウ）「開発課題に対する効果的アプローチ（都市・地域開発）」を配布した。

⑦教育

ア．教育分野については以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）基礎教育：６０件
（イ）高等教育：１０件
（ウ）技術教育／訓練：１４件
イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
（ア）基礎教育分野及び技術教育・訓練分野の課題別指針を作成した。
（イ）アフリカ地域の基礎教育協力方針を作成し、右に基づく案件検討を行った。さらに、中南米地域の地域別指針の総論部分を作成した。
（ウ）ナレッジサイトの情報を５５件追加したほか、２０件の更新を行ない、計１３３件とした。
（エ）グループウェアに教育タスクフォース電子会議室を立ち上げ、タスクフォース会議の議事録等４２件を公開した。
（オ）調査研究「教育の質」において、国際的な動向と機構の考え方の整理を行った。また、教育分野の調査研究４件（「学校保健」、「復興支援における教育分野での取り組み」、「途上国における高等教育機関のマネジメント」、「スキルデベロップメントと貧困削減」）について、国際協力総合研修所が行う調査計画策定や調査実施に際して、情報提供及び意見交換を行った。
（カ）外部講師等との勉強会を１９回開催し、教育案件のより効率的な実施のための情報、教訓等の共有化を図った。
（キ）在外事務所支援のため、在外支援セミナーを１２回実施した。（「基礎教育」５回、「ノンフォーマル教育」３回、「Early Child Development」「日本の教員研修・住民参加型小学校建設」「ＯＤＡタスクフォース教育セクター開発」アジア、アフリカの２回）
（ク）公開シンポジウムを２回開催した（第１回「スキルデベロップメントと地域開発」、第２回「アフリカの教育」）。

⑧社会保障

ア．社会保障分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）社会福祉：４件
（イ）障害者支援：１０件
（ウ）労働・雇用：４件
イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
（ア）「中国の経済発展と社会保障」に関する公開セミナーを開催し、マルチメディア教材「日本の社会保障の経験」を作成した。
（イ）障害者支援におけるＣＢＲ（地域に根ざしたリハビリテーション）の活用に関する協力事例を比較検討する公開セミナーを開催し、職員研修（初級）を実施した。
（ウ）労働安全衛生分野に関し、外部研究者を活用した委託研究を実施し、事前評価調査における標準的調査項目を策定した。
（エ）ナレッジサイトの内容の拡充を行った。

⑨保健医療
ア．保健医療分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）感染症対策：４１件
（イ）リプロダクティブヘルス・母子保健：３２件
（ウ）保健医療システム整備：３３件
（エ）保健人材開発：２９件
（オ）復興支援・平和構築のうち、保健医療に関連するもの：６件
イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
（ア）災害後又は復興支援における機構による保健医療分野支援のあり方につき、外部有識者の支援を得つつ、報告書を取りまとめた。
（イ）２６カ国について、国別保健医療プロファイルの改訂を行った。
（ウ）ナレッジサイトにおいて、課題別指針や効果的アプローチ分析資料８件、教材情報１２４件、その他関連資料５３件を更新した。また、プロジェクト情報においても、４１件についてＰＤＭ等関連資料を添付するとともに、６０件の英文概要表を作成するなど充実を図った。さらに、在外事務所向けに月１回ナレッジサイトニュースを発行し、利用の促進を図った。
（エ）日本政府とＵＮＩＣＥＦとの年次協議に参加し、マルチバイ協力のガイドライン作成等を含め、連携強化を図った。また、ＵＳＡＩＤとの年次協議に参加し、国・課題毎の連携実績のレビューと今後の連携の可能性について協議し、「日米保健パートナーシップ」の継続と強化に向けた合意文書に署名した。

⑩自然環境保全
ア．自然環境保全分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）地域住民による自然資源の管理能力の向上：１５件
（イ）生物多様性の高い地域・生態系の保全：１３件
（ウ）荒廃地の植生の回復：１０件
イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
（ア）平成１７年５月に課題タスクフォースの活動の一環として、課題別指針検討サブタスクを編成し、月１回タスク会議を開催した。同会議では、開発戦略、開発課題マトリックス、重点事項、地域戦略等の検討を行い、課題別指針の改定に着手した。
（イ）１６年度までの現状分析を基に、機構として行うべき協力内容を提言として取りまとめ、「森林・林業分野協力に関するセクター評価調査報告書」を作成した。
（ウ）ナレッジサイトのコンテンツの充実を図り、その一環として良い事例を含む業務関連情報をナレッジサイトに蓄積・共有した。

⑪環境管理（公害対策）
ア．環境管理（公害対策）分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）大気汚染・酸性雨：５件
（イ）水質汚濁：１８件
（ウ）廃棄物処理：１８件
（エ）その他環境管理：１４件
イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
（ア）課題別指針作成のための資料（開発課題に対する効果的アプローチ「大気汚染」及び「水質汚濁」）を作成した。廃棄物分野においては「開発途上国廃棄物分野のキャパシティ・ディベロップメント支援のために」を作成した。さらに課題別タスクを立ち上げ、課題別指針の作成に着手した。

（イ）ナレッジサイトに１８件の情報を追加し、計１９コンテンツとした。

⑫水資源

ア．水資源分野（防災を含む）については以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）安全な水の安定した供給：２４件
（イ）総合的な水管理の推進：８件
（ウ）水質の改善を通じた環境保全：２件
（エ）防災対策の強化：１９件

イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
（ア）水資源関連
・サブサハラ･アフリカ地域村落給水基本方針を策定した。
・水質管理マニュアルの策定に着手した。
・第４回世界水フォーラムに参加し、情報収集・発信を行った。
（イ）防災関連
・課題サブタスクを設置し、防災分野課題別指針の策定に着手した。
・課題別支援委員会を立ち上げた。
・津波災害復旧・復興支援、パキスタン地震災害のフォローアップを実施した。

⑬貧困削減

ア．貧困削減分野については以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）貧困削減に対する体制整備：１１件
（イ）貧困層の収入の維持・向上：１５件
（ウ）貧困層の基礎的生活の確保：１２件
（エ）外的脅威の軽減：３件

イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
（ア）貧困削減配慮案件のさらなる発掘・形成支援、実施のため、専門家派遣前研修における貧困削減の取組み説明、事例研究を行った。また、ＪＢＩＣとの定期会合・セミナーを開催した。
（イ）貧困削減タスクフォースにおいて実施したセミナー結果等を掲載し、ナレッジサイトの内容の更新・充実を図った。
（ウ）職員向け研修、一般市民向けセミナー、マルチメディア教材の作成等を通じ、貧困削減の主流化を図った。また、ＮＧＯとの連携事業報告会や大学への講師派遣等を行った。

⑭農業開発・農村開発

ア．農業・農村分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）政策立案・実施能力の向上：３７件
（イ）持続可能な農業生産：５８件
（ウ）安定した食料供給：１件
（エ）活力ある農村の振興：２１件

イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
（ア）農業・農村開発分野課題別指針に基づき、８カ国（パキスタン、フィリピン、エチオピア、セネガル、ボリビア、ホンジュラス、トルコ、チュニジア）に対して「国別農業・農村開発に係る案件発掘・形成のための執務参考資料」を作成した。また、中南米地域及びアフリカ地域における農業・農村開発分野の地域戦略を検討した。
（イ）農業・農村開発課題別支援委員会の設立準備会合を開催した。また、事前評価調査のための執務参考資料として、流通・加工分野に関する事前評価調査項目標準型を作成した。
（ウ）ナレッジサイトに基礎知識を中心として４７件の情報を追加した。
（エ）住民の視点に立った生活の改善と住民のエンパワーメントを重視し、協力の成果が住民に面的かつ持続的に裨益する協力事業の計画・実施を促進するために、農村生活改善に係るマルチメディア教材を作成し、その活用を図った。
（オ）ＦＡＯ、ＩＦＡＤ等他ドナーとの連携・情報交換を行った。

⑮水産開発

ア．水産分野の協力について以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）水産資源の有効利用：２３件
（イ）水産資源の保全管理：５件
（ウ）漁民・漁村の貧困削減：４件
（エ）キャパシティ・ディベロップメント：２４件

イ．協力事業の質の向上を目的として、課題別指針（案）を作成した。

⑯経済政策

ア．経済政策分野では、以下のとおりプロジェクトを実施した。

（ア）財政・金融制度、経済制度の構築：３件

（イ）開発途上国側の政策実施・運営能力の向上：２６件

（ウ）市場経済化の促進：５件

イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

（ア）課題別指針の拡充

・金融分野課題別指針作成のための準備として、「金融分野課題に対する基本的考え方策定のための調査」を行った。

・国別の取り組み指針案（モンゴル、ベトナム、フィリピン、タイ、インドネシア、カンボジア、エチオピア）を作成した。

（イ）ナレッジサイトの充実

教訓、主要調査項目、評価指標例、基本統計、参考文献、援助動向、所蔵図書、専門家報告書等のコンテンツを作成した。また、在外事務所のニーズが高い過去案件の資料（Ｒ／Ｄ、Ｓ／Ｗ、業務指示書等）をスキーム毎に整理して閲覧が可能となるような機能の検討を行った。

（ウ）国内外の他ドナーとの連携・情報交換

・ＴＡ懇談会

・世銀財務局長との情報交換

・世銀ＰＥＦＡワークショップ出席

・金融庁との情報交換

・日本銀行国際局との意見交換

・国税庁との意見交換

（エ）本分野の協力のあり方を検討するためのセミナー・勉強会の開催

・創業支援勉強会

・法と市場経済勉強会

・インド経済の状況と課題セミナー

（オ）金融分野の課題別支援委員会（分科会）を立ち上げた。

⑰民間セクター開発

ア．民間セクター開発分野では以下のとおりプロジェクトを実施した。

（ア）中小企業振興：１９件

（イ）貿易・投資促進：９件

（ウ）産業基盤制度整備：１４件

（エ）産業技術向上：２１件

（オ）観光開発：３件

（カ）地場産業の振興：２件

イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

（ア）貿易･投資促進、裾野産業振興分野のプロジェクトの効果的実施を図るための調査研究

・貿易投資分野については、東南アジアにおける「貿易投資分野協力の方向性」を検討するためのプロジェクト研究実施準備に着手した。また、アセアンにおける統計分野プロジェクト研究の実施及び計量分野の支援に係るプロジェクト研究の準備を行った。

・ナレッジサイトに貿易投資分野個別専門家のこれまでの実績や報告書の概要を掲載した。

・中小企業振興分野における研修コースの内容を整理し、ナレッジサイトへの掲載を行った。併せて中小企業分野の研修グランドデザインを作成した。

・中小企業振興分野の今後の協力の方向性を整理するため、課題別実施指針の内容をより一層充実するためのプロジェクト研究を実施した。

（イ）観光分野における課題別支援委員会の設置に先立ち、プレ委員会を開催し、案件形成用資料を在外事務所へ配布した。また、年度後半には課題別委員会を立ち上げた。

（ウ）アフリカ支援のための案件形成に係る調査・研究の実施

・アフリカを対象とした貿易・投資分野協力推進のためのプロジェクト形成過程に参画した。また、具体的な協力案件として「ＡＩＣＡＤにおける第三国研修」の枠組みを策定し、ワークショップ、技術交換事業を実施した。

・アフリカを対象としたＷＴＯキャパシティビルディング協力の方向性を検討するためのプロジェクト研究に着手した。

・アフリカにおける中小企業振興のあり方についてフレームを策定し、機構内部関係者への説明を行った。

⑱エネルギー・鉱業

ア．エネルギー・鉱業分野では以下のとおりプロジェクトを実施した。

（ア） エネルギー需給：３１件

（イ） 省エネルギー：９件

（ウ） 鉱業振興：１０件

イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

（ア） エネルギー需給分野ではインドネシアのエネルギー分野への包括的な技術協力のあり方に関するプロジェクト研究他５件のプロジェクト研究を実施した。ナレッジサイトに過去のＳ／W、特記仕様書等を整理して掲載したほか、鉱業分野の調査工程、必要なＭ／Ｍを取りまとめ掲載した。

（イ） 再生エネルギーに係る課題別指針の改訂版を作成した。

（ウ） エネルギー分野において、ワークショップを３回、勉強会を２１回実施した。鉱業分野においては勉強会を２回実施した。また、「エネルギー」及び「資源循環・３Ｒ」分野の課題別支援委員会を開催した。

2．独立行政法人国際協力機構の概要

（1）業務内容

（ア） 目的

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。（独立行政法人国際協力機構法　第三条）

（イ） 業務の範囲

一　条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ　開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。

ロ　開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。

ハ　ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。

ニ　開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。

ホ　開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。

二　条約その他の国際約束に基づき開発途上地域の政府に対して行われる無償の資金供与による協力（資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下この号において「無償資金協力」という。）の実施の促進に必要な次の業務を行うこと。

イ　次に掲げる無償資金協力に係る契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要な業務を行うこと。

(1)　条約その他の国際約束に基づく技術協力のための施設（船舶を含む。以下この号において同じ。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。以下この号において同じ。）を目的として行われる無償資金協力

(2)　条約その他の国際約束に基づく技術協力に密接な関連性を有する事業のための施設の整備を目的として行われる無償資金協力

(3)　条約その他の国際約束に基づく技術協力に密接な関連性を有するものとして外務大臣が指定する無償資金協力

ロ　イに規定する契約の実施状況に関し、必要な調査を行うこと。

三　国民、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ　開発途上地域の住民と一体となって行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。

ロ　条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。

ハ　開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であって外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。

(1)　当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修

(2)　当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣

(3)　当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与

ニ　国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

四　移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。

イ　海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと。

ロ　海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。

ハ　海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。

五　開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動（国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する活動をいう。）その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。

六　第一号、第三号ハ及び前号並びに次項の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。

七　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一　国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊を派遣すること

二　国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。

（独立行政法人国際協力機構法　第十三条）

（２）事務所の所在地

〒151-8558 東京都渋谷区代々木 2-1-1　新宿マインズタワー6～13 階

Tel：(03) 5352-5311～5314（受付台）、Fax：(03) 5352-5032・5150（総務部）

（３）資本金の額

88,508 百万円（平成１８年３月３１日現在）

（４）役員の状況

平成１８年３月３１日現在の役員の情報は以下の表のとおり。

No	役職名	氏　名	就任日	前　職
1	理事長	緒方　貞子	H15. 10. 1	国連難民高等弁務官
2	副理事長	畠中　篤	H15. 10. 1	駐オーストラリア特命全権大使
3	理事	小島　誠二	H17. 10. 1	駐英国特命全権公使
4	理事	松岡　和久	H17. 10. 1	国際協力事業団アジア第一部長
5	理事	伊沢　正	H17. 10. 1	経済産業省大臣官房審議官
6	理事	金子　節志	H17. 10. 1	国際協力機構人事部長
7	理事	上田　善久	H17. 10. 1	米州開発銀行理事
8	理事	松本　有幸	H18. 1. 26	農林水産省関東農政局長
9	監事	庵原　宏義	H17. 10. 1	駐エチオピア特命全権大使
10	監事	船渡　享向	H17. 12. 16	会計検査院第５局長

（５）職員の状況

常勤職員数：１，３２７人（平成 18 年 3 月 31 日現在）

（６）設立の根拠となる法律

独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年 12 月 6 日法律第 136 号）

（７）主務大臣

外務大臣

（８）沿革

１９６２年　海外技術協力事業団が設立され、政府の技術協力事業が一元的に実施される基盤が整備された。

１９６３年　海外移住事業団が設立され、移住者の送出と移住先における支援を一貫して行う体制が整備された。

１９７４年　海外技術協力事業団、海外移住事業団及び（財）海外農業開発財団の業務、並びに（財）海外貿易開発協会の業務の一部が統合さ

れ、国際協力事業団（JICA）が発足した。発足当初の業務内容は、技術協力、青年海外協力隊派遣、開発投融資、海外移住、援助人材の養成及び確保であった。

１９７８年	業務内容に無償資金協力の実施促進事業が追加された。
１９８４年	業務内容に青年招へい事業が追加された。
１９８７年	業務内容に災害援助等協力事業が追加された。
１９８８年	業務内容に援助効率促進事業が追加された。
１９９０年	業務内容にシニアボランティア派遣業務が追加された。
２００１年	特殊法人等整理合理化計画により、国際協力事業団は独立行政法人とすることが決定された。また、開発投融資事業は廃止すること（平成１５年度以降は、既に承諾済みの案件に限り融資を行う）、海外移住事業については入植地事業及び移住者送出業務を廃止すること、並びに融資事業は段階的に整理し平成１７年度末に廃止すること、が決定された。
２００３年１０月	独立行政法人国際協力機構が発足した。

（９）組織図

次頁のとおり。

独立行政法人国際協力機構　組織図（平成18年3月）

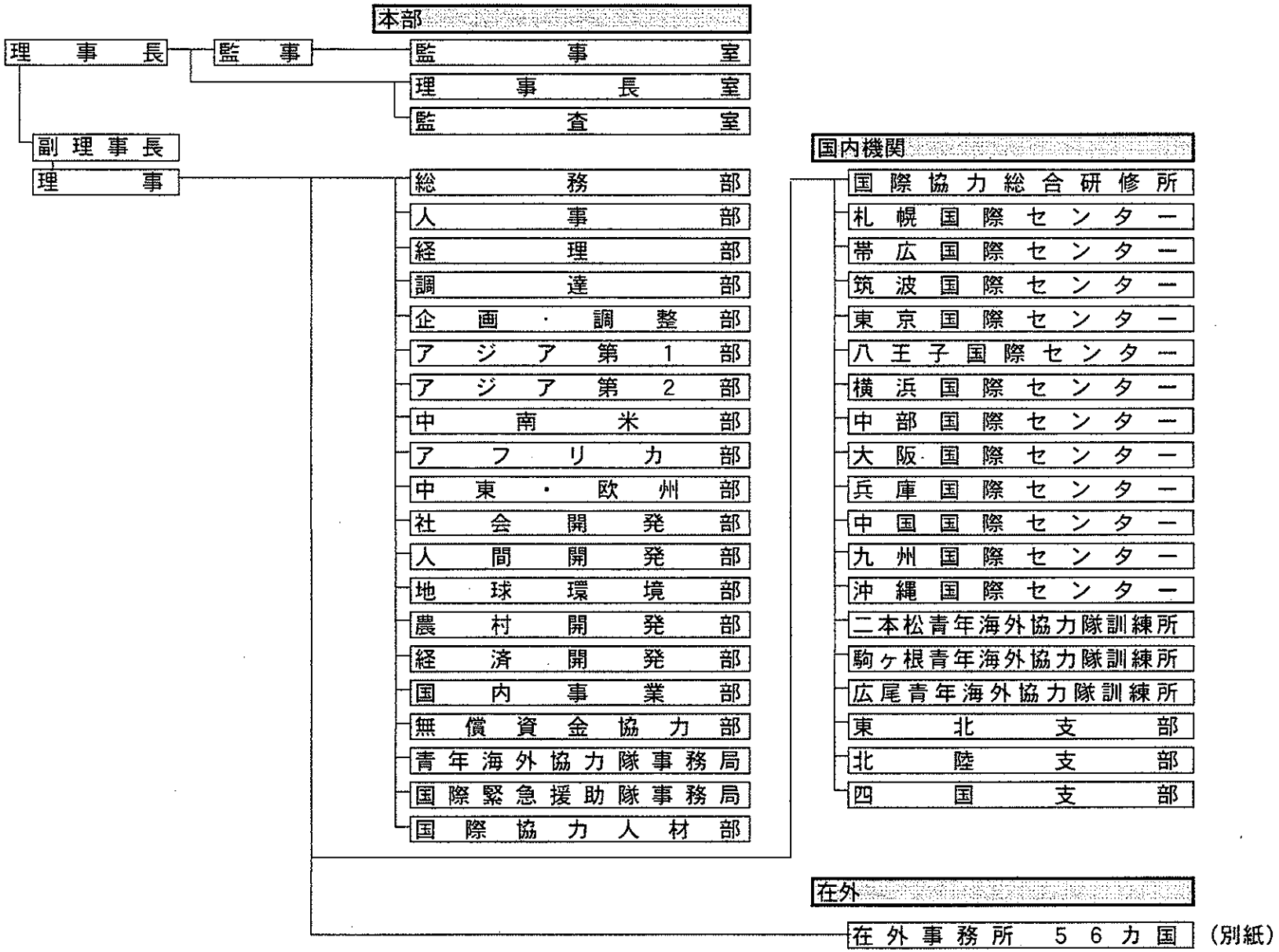

独立行政法人国際協力機構　組織図別紙　在外の体制（平成18年3月）

事務所（５６カ国）　　地域支援事務所（６地域）

アジア地域

インド事務所
インドネシア事務所
ベトナム事務所
ウズベキスタン事務所
カンボジア事務所
スリランカ事務所
タイ事務所（アジア地域支援）
中華人民共和国事務所
ネパール事務所
パキスタン事務所
バングラデシュ事務所
フィリピン事務所
マレーシア事務所
ミャンマー事務所
モンゴル事務所
ラオス事務所

大洋州地域

サモア事務所
パプアニューギニア事務所
フィジー事務所（大洋州地域支援）

北中米・カリブ地域

アメリカ合衆国事務所
アルゼンチン事務所
コロンビア事務所
チリ事務所
ドミニカ共和国事務所
パナマ事務所
パラグアイ事務所
ブラジル事務所
ペルー事務所
ボリビア事務所
ホンジュラス事務所
メキシコ事務所（中米・カリブ地域支援）

アフリカ地域

エチオピア事務所
ガーナ事務所
ケニア事務所（東南部アフリカ地域支援）
ザンビア事務所
ジンバブエ事務所
セネガル事務所（中西部アフリカ地域支援）
コートジボアール事務所
タンザニア事務所
ナイジェリア事務所
マラウイ事務所
南アフリカ共和国事務所（アフリカ地域支援）
マダガスカル事務所
モザンビーク事務所

中東地域

アフガニスタン事務所
エジプト事務所
サウジアラビア事務所
ヨルダン事務所
シリア事務所
チュニジア事務所
トルコ事務所
パレスチナ事務所
モロッコ事務所

欧州地域

英国事務所
オーストリア事務所
フランス事務所

JICA
ジャイカ